



横断歩行中の交通事故防止

令和 7 年 12 月

兵庫県 警察

毎月11日は「横断歩道おもいやりの日」

横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動の強化日です。

県警では通学路における保護誘導活動のほか、横断歩道等において、歩行者等の横断を妨害する運転者に対して、取締りを強化しています。

詳しくはこちらをご覧ください



横断歩道合図（アイズ00）運動プラスを实践しよう！

【特に信号機のない横断歩道において実践しよう！！】

- ① 道路横断する時は横断歩道のあったところを渡りましょう！



- ② 横断歩道を渡る場合、歩行者は接近してくる車のドライバーに横断合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう！



ダイヤモンドが見えたら停止できる速度で



- ③ ドライバーは歩行者に「渡って下さい」の横断合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう！



- ④ 横断歩道は歩行者優先！歩行者は安全確認の上、横断歩道を渡りましょう！
ドライバーは、通過するのを確認し、発進しましょう！



※ ダイヤマークは「この先に横断歩道または自転車横断帯があること」を意味しています。

このマークを見たらアクセルから足を離し、横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう。

下記に違反をすれば～「横断歩行者等妨害等違反」～

【道路交通法第38条1項（前段）】
横断歩道等に接近する場合



【道路交通法第38条1項（後段）】
横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるとき



【道路交通法第38条2項】
横断歩道等またはその手前の直前で停

